

## 産業立地戦略推進助成金交付取扱要領

### (趣 旨)

第1条 この要領は、産業立地戦略推進助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第15条の規定に基づき、産業立地戦略推進助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (物流施設)

第2条 工場もしくは店舗が併設されている物流施設については、全体のうち、物流施設部分が占める面積の割合が3分の2以上のものを対象とする。

### (福利厚生施設)

第3条 要綱第2条第1項第11号に規定する福利厚生施設とは、社宅、カフェテリア、レストルーム、授乳室、礼拝室等人材確保に資するものいう。

### (交付要件)

第4条 要綱第3条第1項第1号イに規定するCO<sub>2</sub>削減目標計画とは、滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり推進計画に定める2050年にCO<sub>2</sub>ネットゼロ、または2030年度の県中期目標相当の計画を策定していることとする。

### (地元常用雇用の増加数)

第5条 要綱第3条第1項に規定する地元常用雇用の増加数に計上できる者は、指定申請日以降（ただし、やむを得ない理由があると認められる場合は、この限りでない。）に助成対象工場等の新設等に伴う新規雇用または人事異動により地元常用雇用者となり、その後交付申請日まで継続して雇用し、交付申請日以降も継続して雇用する者とする。

### (着 手)

第6条 要綱第3条第1項第1号ア、第7条第1項、付則1に規定する着手とは、工事の開始または機械等設備の工場等への搬入のうち、いずれか早い日に行う行為をいう。

### (操業開始)

第7条 要綱第9条に規定する操業開始日とは、指定申請に基づいて設置された施設（対象施設立地等計画書（産業立地戦略推進助成措置対象施設指定申請書（要綱様式第1号）の添付資料）16の助成金充当予定施設）の納品および検収がすべて完了するとともに、要綱第3条第1項に規定する地元常用雇用の増加数を満たした状態のもとで、業務を開始した日をいう。

2 知事は、操業開始届出書の提出を受けたときは、実地検査を行い、操業開始日が前項の規定に適合していること、その他操業の実態を確認する。

### (投下固定資産額)

第8条 次の各号に該当するものは投下固定資産額から除く。

(1) 着手した日より前における資産取得に要する費用

(2) 賃貸借、無償譲渡、交換等の契約により取得した場合の投下固定資産額

- (3) 既存建物および既存建物に併設されている設備等の取得に要する費用
- (4) 操業中の工場等の買収、機械の更新入替に伴う設備取得、解体、撤去および処分に係る費用等実質的に事業用設備が増加していない場合における取得費用
- (5) 消費税および地方消費税相当額
- (6) 既存設備等の移設に要する費用（新工場等での設置工事費は除く。）
- (7) 人件費、事務手続き経費または水質・土壌調査、環境アセスメントに要する経費等、工場等設置に要する間接的な費用
- (8) 工場の県内移転に要する費用
- (9) 建物のうち、従業員のための福利厚生施設、本社以外の事務所等（増設の場合に限る。）、その他要綱第3条第1項に規定する事業に直接供されない部分の整備に要する費用

（助成金の交付決定および額の確定）

第9条 知事は、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）第3条に規定する補助金等交付申請書の提出を受けたときは、実地検査を行い、助成金を交付することについて審査し、助成金を交付することが適当と認められるときは、規則第4条の規定による助成金の交付決定を、規則第13条の規定による助成金の額の確定と併せて行い、産業立地戦略推進助成金交付決定通知書兼確定通知書（別記様式第1号）を当該申請者に対し交付するものとする。

2 要綱第5条に規定する助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（地位の継承）

第10条 知事は、指定事業者に、合併、譲渡、相続その他の事由により変更が生じたときにおいても、その事業の承継者に対し、要綱および本要領に定める措置を行うものとする。

2 前項に規定する承継者は、事業を承継した日から起算して30日以内に産業立地戦略推進助成金地位承継届出書（別記様式第2号）を知事に提出するものとする。

（電子情報処理組織による提出）

第11条 指定事業者は、前条第2項に規定する産業立地戦略推進助成金地位承継届出書の提出については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（その他）

第12条 要綱および本要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この取扱要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に新設等に着手する工場等に係る助成金について適用する。

様式第1号（要領第9条関係）

産業立地戦略推進助成金交付決定通知書兼確定通知書

第 号  
年 月 日

様

滋賀県知事 印

年 月 日付けで申請のあった産業立地戦略推進助成金の交付について、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）第4条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 企業 の 名 称
- 2 本 社 所 在 地
- 3 施 設 名 称
- 4 施 設 所 在 地
- 5 指定番号および 第 号（指定年月日： 年 月 日）  
指 定 年 月 日
- 6 助成金交付決定額 円

産業立地戦略推進助成金地位承継届出書

年 月 日

（宛先）

滋 賀 県 知 事

届出者住所  
届出者名称  
代表者職氏名  
事務責任者氏名  
担当者氏名  
連絡先電話番号 ( ) -

年 月 日付け滋 賀 第 号で産業立地戦略推進助成措置対象施設指定書の交付を受けた施設を承継しましたので、産業立地戦略推進助成金交付取扱要領第10条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 承継した施設の名称および所在地
- 2 指定番号および指定年月日 第 号（指定年月日： 年 月 日）
- 3 被承継者の名称、代表者職氏名および本社所在地
- 4 承継の年月日 年 月 日
- 5 承継の理由

注 承継の事実を証する書類を添付してください。